

社会保険労務士が無料でご相談に応じます!!

労務対策等なんでも相談会を、 令和5年6月2日～令和6年3月1日まで 毎月第1金曜日に行います。

場所 二本松商工会議所(1階 記帳指導室)
時間 午後1時～5時まで(事前予約制)

年休5日付与義務、育児休業、産後パパ育休（出生時育児休業）について周知はされていますか？

令和5年4月から中小企業においても月60時間を超える時間外労働について50%以上の割増賃金の支払義務化やデジタルマネーによる賃金支払が可能となりました。

就業規則の作成・見直し、助成金の活用、その他労務管理等の相談や事業所を訪問する無料の専門家派遣も行っていますので、お気軽にご相談ください。

お問合せ先 二本松商工会議所

TEL 0243-23-3211 FAX 0243-23-6677

申込書（申込締切は相談日の4日前まで）

二本松商工会議所 行

FAX 0243-23-6677



会社名等	個別相談予約（希望時間に○をつけて下さい） 月 日（金曜日） 13:00 14:00 15:00 16:00			
役 職 氏 名		TEL		
住 所	〒			
(相談内容)				